

公益財団法人アイヌ民族文化財団賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人アイヌ民族文化財団（以下「財団」という。）の賛助会員に関して、公益財団法人アイヌ民族文化財団定款第35条に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(入会)

第2条 賛助会員になろうとする者は、賛助会員申込書（様式第1号）により、理事長に申し込むものとする。

(特典)

第3条 賛助会員は、次の特典を受けることができる。

- (1) 財団が発行する刊行物、会報等の無料配布
 - (2) 財団が主催する展示会、講演会等の行事の案内
 - (3) アイヌ文化に関する行事、イベント等の情報の提供等
- (年会費)

第4条 賛助会員の年会費は、法人又はその他団体にあつては1口20,000円、個人にあつては1口5,000円とし、それぞれ1口以上とする。

- 2 賛助会員は、年度の末までに年会費を納入しなければならない。
 - 3 納入済みの年会費については、理由の如何を問わず賛助会員に返還しないものとする。
- (年会費の使途)

第5条 賛助会員の年会費は、毎事業年度における合計額の50%を上限に法人会計の管理費の財源に充当することができる。

(会員の資格喪失)

第6条 賛助会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失するものとする。

- (1) 退会したとき
 - (2) 死亡又は賛助会員である法人若しくはその他団体が消滅したとき
 - (3) 納入した年度の翌年度末日までに年会費を納入しないとき
- (退会)

第7条 賛助会員は、賛助会員退会申出書（様式第2号）を提出し、退会することができる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成9年10月8日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年11月21日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

賛助会員申込書

令和 年 月 日

公益財団法人アイヌ民族文化財団理事長 様

公益財団法人アイヌ民族文化財団の趣旨に賛同し、下記のとおり賛助会員として入会したいので申し込みます。

記

（法人・その他団体の場合の記入欄）

| | | | |
|------------------|-------|---------------|---------|
| 住 所 | （〒 ） | | |
| （フリガナ） 法人・団体名 | | | 電 話 |
| 代 表 者 | 役職名 | （フリガナ） 氏 名 | |
| 担 当 者 | 所属・職名 | （フリガナ） 氏 名 | |
| 加 入 口 数 | 口 | | 賛助年会費 円 |

（個人の場合の記入欄）

| | | | |
|---------------|------|-----|----------|
| 住 所 | （〒 ） | | 電 話 |
| （フリガナ） 氏 名 | 印 | 性 別 | 男 ・ 女 |
| 勤 務 先 | （〒 ） | | 電 話 |
| 加 入 口 数 | 口 | | 賛助会年会費 円 |

様式第2号（第6条関係）

賛助会員退会申出書

令和 年 月 日

公益財団法人アイヌ民族文化財団理事長 様

公益財団法人アイヌ民族文化財団の賛助会員を退会したいので申し出ます。

記

（法人・その他団体の場合の記入欄）

| | | | |
|------------------|-------|---------------|---------|
| 住 所 | （〒 ） | | |
| （フリガナ） 法人・団体名 | | | 電 話 |
| 代 表 者 | 役職名 | （フリガナ） 氏 名 | |
| 担 当 者 | 所属・職名 | （フリガナ） 氏 名 | |
| 加 入 口 数 | 口 | | 賛助年会費 円 |

（個人の場合の記入欄）

| | | | |
|---------------|------|--|----------|
| 住 所 | （〒 ） | | 電 話 |
| （フリガナ） 氏 名 | 印 | | 性 別 男・女 |
| 勤 務 先 | （〒 ） | | 電 話 |
| 加 入 口 数 | 口 | | 賛助会年会費 円 |